○関東地方整備局告示第百七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月十八日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野県東筑摩郡生坂村大字東広津一三一五六番四地先から同村大字東広津一二三〇五番六地先まで	前	一〇・六三～二七・三四メートル	〇・〇八四キロメートル
	後	一四・三三～七〇・四五メートル	〇・〇八四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月十八日

北陸地方整備局長　髙松　論

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　金沢都市計画道路事業三・四・四十六号観音堂辰巳線

三　事業施行期間　自令和七年八月十八日至令和十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　石川県金沢市末町及び辰巳町地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月十八日

北陸地方整備局長　髙松　論

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　金沢都市計画道路事業三・四・四十六号観音堂辰巳線

三　事業施行期間　自令和七年八月十八日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　石川県金沢市末町地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月十八日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
広島県安芸郡海田町南堀川町一三一五番三から呉市本通二丁目一番一五まで	前	A 一〇・〇〇～七九・〇〇メートル	二〇・〇五三キロメートル
		B 二〇・〇〇～二七九・〇〇メートル	一五・九〇〇キロメートル
	後	A 一〇・〇〇～一五七・三二メートル	二〇・〇五三キロメートル
		B 二〇・〇〇～二七九・〇〇メートル	一五・九〇〇キロメートル

備考　上記A・Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

国会事項

衆議院

通知書受領

八月八日内閣から衆議院議員吉川里奈提出瀬戸内海・笠佐島における中国資本による土地取得と安全保障上の懸念に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員松尾明弘提出「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員山井和則提出歯科医療機関への物価高騰やデジタルトランスフォーメーション対応支援等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員櫻井周提出パレスチナ国家承認に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員櫻井周提出大阪・関西万博海外パビリオン建設工事請負代金未払い問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員櫻井周提出インターネット上で選挙に関する虚偽情報が氾濫している状況に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員緒方林太郎提出日中間の文書に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員緒方林太郎提出報道に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員田村貴昭提出国民健康保険被保険者等の必要な医療の確保に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員山崎誠提出「青森県との高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守る件」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員山崎誠提出六ヶ所再処理工場で発生する廃棄物及び放射性廃棄物の貯蔵・処分に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員山崎誠提出原子力発電所へのドローンとみられる飛行体の侵入とその対応に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員櫻井周提出令和六年度決算における決算剰余金に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。